



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル 4F

電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

担当: 見目

障害者雇用納付金の対象となる障害者とは

平成22年7月より、障害者納付金制度の申告義務が301人以上から201人以上の事業主に適用拡大され、法定雇用率を下回る場合は、不足人数に応じて納付金の納付が必要となります。
今回は、法定雇用率の対象となる障害者の具体的範囲について、お知らせします。

障害者納付金制度において、法定雇用率の算定対象となる障害者

- (1) 身体障害者 …身体障害者手帳等による障害の程度が1～6級又は7級の障害が2以上の者
6級以上の障害の目安(身体障害者の場合)

視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能 又は そしゃく機能の障害
	聴覚障害	平衡機能障害	
一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので両眼の視力の和が0.2を超えるもの	1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの (40センチメートル以上の距離で発声された会話語が理解し得ないもの)	平衡機能の著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
	2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		



肢体不自由				
上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
			上肢	下肢
1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの				
3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの				



(身体障害者程度等級表より抜粋)

- (2) 知的障害者 …知的障害者判定機関により判定された者
(3) 精神障害者 …精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

「障害者」と言っても、各法律により範囲が異なります。

障害者雇用や納付金申告に関するご相談は弊社までお問い合わせください